

氏名（本籍）	勘米良 祐太（東京都）
学位の種類	博士（ 教育学 ）
学位記番号	博甲第 9654 号
学位授与年月	令和 2 年 8 月 31 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	旧制中学校国語科における文法教育の課題 —作文教育との関連に着目して—

主査	筑波大学教授	博士（教育学）	甲斐 雄一郎
副査	筑波大学准教授		蒔苗 直道
副査	筑波大学准教授	博士（教育学）	長田 友紀
副査	筑波大学教授	博士（言語学）	矢澤 真人

## 論文の内容の要旨

勘米良祐太氏の博士學位論文は、現在の学校文法の基礎を構築した橋本進吉が、文法教育の目標と内容を決定する経緯について検討を加えたものである。その要旨は以下の通りである。

序章で著者は本研究の目的と方法、及び論文の構成について述べている。本研究の起点は、これまでの国語科における文法教育が、書くこと、読むことなどの国語科内の他領域との関連的指導の実現が困難であったとする著者の認識にある。著者はその一因を学校文法の基盤をつくった橋本進吉の文法教育論に求めている。そして橋本以前の文法教育史に関して、(1) 科目「文法及作文」と、文法と作文を抱き合わせる科目を設定する明治 35（1902）年版中学校教授要目、(2) 文法教育の「実用」を明確に求める明治 44（1911）年版中学校教授要目改正、(3) 文法の「理解」を求めるとともに、橋本進吉が文法教科書を編纂する昭和 6（1931）年版中学校教授要目改正という潮流があると述べている。そこから、(1) (2) の時期において他領域との関連をめざして試行錯誤した文法教育が、(3) の時期に至って取り組みを取り下げる原因について考察すると述べる。このような立場から、著者はとくに文法と関連する可能性のある領域として作文を想定し、全 4 章を設定する。

第 1 章で著者は、明治 35（1902）年版要目以前における文法教育と作文教育の関係について論じている。明治 30 年代前半における文法教育の内容はそれ以前における内容と類似点が多いのに対し、同時期における作文教育の内容は「抒情的」助動詞から「客観的」助動詞に使用を精選するなど、異なる傾向が見えると述べている。ここから著者は、明治 35 年版要目以前の時点で、文法と作文の内容には

ずれが出始めていると指摘する。

第 2 章で著者は、明治 35 (1902) 年版中学校教授要目下の科目「文法及作文」において、文法と作文とがどのように関連していたのか考察している。文法に関しては、要目発布当初においても要目期後半においても、それ以前の内容を超える教育内容は表れなかったと述べている。一方の作文に関しては、要目発布により「文法」や「高度なレトリック」といった他科目でも指導可能な内容が減少し、「基礎的なレトリック」や「作文の基本」といった作文固有の事項が増加していると述べている。著者はこの傾向を「作文科の独立」と述べる。以上の結果から著者は、「文法及作文」における「及」とは、文法と作文とを有機的に関連づけるという意味での「及」ではなく、文法と作文とを別個のまま並べるという意味での「及」であったと指摘する。

第 3 章で著者は、明治 44 (1911) 年版中学校教授要目改正下における文法と作文との関連について考察している。著者によれば、明治 44 年要目に至って、文の成分から帰納的に品詞を定義する「文の成分優先の方針」という新たな方針がとられるようになった。これについて著者は、作文等と関連をもつためにはじめて文法が積極的に取り入れた教育内容であると述べている。しかしこの措置も、学習者の実情に合わないという理由から大正後期には取り下げられたという。作文に関しては、同時代には作文指導の力点が形式から内容に移るとともに、他教科との関連のため作文を単独の教科にすべきという主張が行われたと述べている。以上の結果から著者は、「要目改正」期においても文法と作文との関連は不調に終わったと述べている。

第 4 章で著者は、昭和 6 (1931) 年版中学校教授要目改正において、文法教育が他領域との関連を取り下げ、文法論そのものの「理解」を目的におくようになった原因について考察している。著者は、前章においてとりあげた「文の成分優先の方針」について、橋本進吉があえて復活させる措置に注目する。その原因は、橋本が文法論上、文法教育論上の双方から、「文の成分優先の方針」にあたる内容を重視していたためであるという。そして「理解」のための文法教育が受け入れられたのも、このように橋本が理論的・実践的に「実用」に代わる文法教育内容を整備したためであると述べている。

終章で著者は、橋本以前における文法教育に関する課題として、(1) 学習者の理解や言語活動の実態をふまえた教育内容の開発が困難であったこと、(2) 作文が固有の教育内容を担うことになり、作文指導の場面に生きる文法事項の開発が低調に終わったことという 2 点を指摘した。そのうえで、学校文法の改善にあたってこれらの点を前提とする必要にふれ、今後に向けての示唆をもたらそうとしている。

## 審査の結果の要旨

### (批評)

本研究はこれまで個別に調査検討されてきた旧制中学校における文法教育及び作文教育の歴史を両者の連関のあり方とその展開の過程について、著者の設定した枠組みに基づき各種資料に基づいて詳細にたどり、明らかにしたところに国語教育史研究としての第一の意義がある。さらにまた、この間の検討を通して今日の文法教育のあり方を検討し、教育方法を評価するうえで必要となる論点の候補を提示した点に本研究のもう一つの意義が認められる。

令和 2 年 7 月 8 日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。